

令和 6 年第 4 回
笠間市議会定例会会議録 第 2 号

令和 6 年 1 2 月 2 日 午前 1 0 時 0 0 分開議

出席議員

議 長	22 番	大 関 久 義 君
副 議 長	8 番	内 桶 克 之 君
	1 番	長谷川 愛 子 君
	2 番	酒 井 正 輝 君
	3 番	河原井 信 之 君
	4 番	鈴 木 宏 治 君
	5 番	川 村 和 夫 君
	6 番	坂 本 奈央子 君
	7 番	安 見 貴 志 君
	9 番	田 村 幸 子 君
	10 番	益 子 康 子 君
	11 番	林 田 美代子 君
	12 番	田 村 泰 之 君
	13 番	村 上 寿 之 君
	14 番	石 井 栄 君
	15 番	畑 岡 洋 二 君
	16 番	飯 田 正 憲 君
	17 番	西 山 猛 君
	18 番	石 松 俊 雄 君
	19 番	大 貫 千 尋 君
	20 番	小藺江 一 三 君
	21 番	石 崎 勝 三 君

欠席議員

な し

出席説明者

市	長	山 口 伸 樹 君
副 市	長	近 藤 慶 一 君

教 育 長	小 沼 公 道 君
市 長 公 室 長	堀 江 正 勝 君
政 策 企 画 部 長	北 野 高 史 君
総 務 部 長	後 藤 弘 樹 君
環 境 推 進 部 長	小 里 貴 樹 君
保 健 福 祉 部 長	堀 内 信 彦 君
こ ど も 部 長	深 澤 充 君
市立病院事務局長	木 村 成 治 君
産 業 経 済 部 長	礪 山 浩 行 君
都 市 建 設 部 長	関 根 主 税 君
上 下 水 道 部 長	友 部 邦 男 君
教 育 部 長	松 本 浩 行 君
消 防 長	藺 部 恵 一 君
会 計 管 理 者	西 山 浩 太 君
笠 間 支 所 長	根 本 薫 君
岩 間 支 所 長	橋 本 祐 一 君

出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	山 田 正 巳
議 会 事 務 局 次 長	堀 内 恵美子
次 長 補 佐	鶴 田 貴 子
係 長	神 長 利 久
係 長	上 馬 健 介

議 事 日 程 第 2 号

令和6年12月2日（月曜日）

午 前 10 時 開 議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 議案第70号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

議案第71号 笠間市税条例の一部を改正する条例について

議案第72号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第73号 笠間クラインガルテンの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 議案第74号 笠間市と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第75号 笠間工芸の丘の設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第76号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議案第77号 指定管理者の指定について（笠間市地域交流センターいわま）
- 議案第78号 指定管理者の指定について（笠間市いこいの家「はなさか」）
- 議案第79号 指定管理者の指定について（笠間市児童館）
- 議案第80号 損害賠償の額を定め和解することについて
- 議案第81号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）
- 議案第82号 令和6年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第83号 令和6年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第84号 令和6年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第85号 令和6年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第86号 令和6年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第87号 令和6年度笠間市下水道事業会計補正予算（第2号）

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 議案第70号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

議案第71号 笠間市税条例の一部を改正する条例について

議案第72号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第73号 笠間クラインガルテンの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

議案第74号 笠間市と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第75号 笠間工芸の丘の設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第76号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議案第77号 指定管理者の指定について（笠間市地域交流センターいわま）
- 議案第78号 指定管理者の指定について（笠間市いこいの家「はなさか」）
- 議案第79号 指定管理者の指定について（笠間市児童館）
- 議案第80号 損害賠償の額を定め和解することについて
- 議案第81号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）
- 議案第82号 令和6年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第83号 令和6年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第84号 令和6年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第85号 令和6年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第86号 令和6年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第87号 令和6年度笠間市下水道事業会計補正予算（第2号）

午前10時00分開議

開議の宣告

○議長（大関久義君） 皆さんおはようございます。

御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は22名であります。全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、資料のとおりであります。

議事日程の報告

○議長（大関久義君） 日程について御報告申し上げます。

本日の日程につきましては、議事日程第2号のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（大関久義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、21番石崎勝三君、1番長谷川愛子君を指名いたします。

-
- 議案第70号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第71号 笠間市税条例の一部を改正する条例について
- 議案第72号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第73号 笠間クラインガルテンの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 議案第74号 笠間市と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第75号 笠間工芸の丘の設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第76号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議案第77号 指定管理者の指定について（笠間市地域交流センターいわま）
- 議案第78号 指定管理者の指定について（笠間市いこいの家「はなさか」）
- 議案第79号 指定管理者の指定について（笠間市児童館）
- 議案第80号 損害賠償の額を定め和解することについて
- 議案第81号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）
- 議案第82号 令和6年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第83号 令和6年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第84号 令和6年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第85号 令和6年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第86号 令和6年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第87号 令和6年度笠間市下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（大関久義君） 日程第2、議案第70号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第87号 令和6年度笠間市下水道事業会計補正予算（第2号）までの18件を一括議題といたします。

議案の説明は既に終了しておりますので、これより質疑に入ります。

通告がありますので、通告に従い発言を許可いたします。

なお、質疑は3回までとなります。

14番石井 栄君の発言を許可いたします。

石井 栄君。

〔14番 石井 栄君登壇〕

○14番（石井 栄君） 14番日本共産党の石井 栄です。議長の許可を受けまして議案質疑を行います。

初めに、議長にお伺いいたします。

今回の質疑の前半部分である「センタープラザ内企画展示室利用に関して」に関する私が出した質疑通告書に誤りがありましたので、この部分の質疑を取りやめさせていただき、次の節の「クラフトホール（創作研修館）の利用に関して」から質疑をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（大関久義君） 許可いたします。

○14番（石井 栄君） それでは、議長の許可を受けまして質疑を行いたいと思います。

議案第75号 笠間工芸の丘の設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例について。

この条例案について提案理由に、「笠間工芸の丘の大規模改修に伴い、所要の改正をするものであります」として、笠間工芸の丘の設置、管理及び運営に関する条例の一部を次のとおり改正しますと議案には記されております。

それでは、後半の節のクラフトホール（創作研修館）の利用に関して質問をいたします。

まず、1回目の質問ですけれども、①、これは現行規定では1回当たり5,230円と書いてある部分がありまして、この1回当たり5,230円というのは、何人で、どれだけの面積を、何時間、何日利用する際の料金になるのでしょうか。これが一つ。

②料金改定で1日当たり1万220円の料金に当たる個人、団体は、何人、何団体で、どれだけの面積を利用する際の料金になるのでしょうか。

それから、③昨年の実績は、何人、何団体、どのような目的で利用されたのでしょうか。

④、上記③の際に、陶芸家を目指す方、陶芸家の方、美術工芸の方はどの程度の割合を占めていたのでしょうか。

⑤この料金設定の主な理由は何でしょうか。

1回目の質問、よろしくお願ひいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 石井議員の質疑にお答えします。

まず初めに、今回の条例改正により設定されます入場料と使用料につきましては、あくまでも料金の上限を定めるものであり、必ずしもこの料金で運用するものではございません。この金額の範囲内において、指定管理者であります笠間工芸の丘が改めて定め、運用していくものでございます。

御質疑のクラフトホールの利用に関してでございます。

①有料イベント1回当たり5,230円とは、何人で、どれだけの面積を何時間、何日利用する際の金額ですかとの御質疑ですが、利用人数につきましては、部屋の定員が46名の定員となっております。利用面積は、居室部分の94平米となります。また、利用時間につきましては、笠間工芸の丘の営業時間内を想定して設定されたもので、1回当たりの料金設定となっております。

②料金改定で1日当たり1万220円の料金に当たる個人、団体は、何人、何団体で、どれだけの面積を利用する際の料金ですかとの御質疑ですが、利用料金は市で定める使用料算定の計算式に基づき計算したものになります。そのため、個人及び団体の利用人数により設定しているものではございません。

なお、利用面積は、先ほど申し上げたとおり、94平米となります。

③昨年の実績は、個人何人、何団体、どのような目的で利用されましたかとの御質疑ですが、年間約2,400名ほどの方に利用されており、団体としては約60団体となっております。利用目的につきましては、手捻りの体験ほか、施設見学時の説明会場や物販イベントなど、様々な目的で利用されております。

④その利用者のうち、陶芸家を目指す方々、人数、陶芸家の方、美術工芸の方はどの程度の割合を占めていましたかとの御質疑ですが、陶芸家の方や美術工芸の方からの有料での利用はなかったため、無料で利用された方のうち、陶芸家の方などどれぐらいの割合かについては人数は把握しておりません。

⑤この料金改定の主な理由は何ですかとの御質疑ですが、今回の大規模改修に伴い、各施設名称、施設入場料、施設利用料などを実際の運用に合わせて改正するものです。改正に当たっては、平成26年12月に示された使用料及び手数料の見直しに関する基本方針を基に、人件費と物件費を対象に原価化し、その原価に行政サービスの必要性や公共性に基づいて市が負担する部分と、利用者が負担する割合を乗ずることで算定し、近年の人件費、物価上昇に考慮した上で料金設定を行っております。

以上でございます。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） それでは、ただいま御答弁がありました件に関しまして2回目の質問をさせていただきます。

まず、創作研修館を造った際の主な目的は何でしょうか。その目的のために、主にどのような方、団体の利用を目指していた施設なのでしょう。これが一つ。

もう一つは、笠間工芸の丘の設置、管理及び運営に関する条例、管理運営規則には、創作研修館の利用に関してどのような記載がされているのでしょうか。

それから、三つ目の質問、クラフトホールに名称を変える際に、実際の利用規定がどのように変更になるのでしょうか。

四つ目、利用料金を5,230円から1万220円への増額改定を目指しているわけですが、物価上昇や人件費上昇、近隣の関連施設などを考慮したものというふうにおっしゃったものと受け止めましたけれども、物価上昇や人件費の上昇というのをどの程度と見込んでいたのでしょうか。それから、近隣の施設という記載がありますけれども、全協の資料ですね、それはどこで、どこのことを指して、どの程度の差があるのでしょうか。ここ分かれば、お願いします。

それで、五つ目ですが、先ほどの説明で1万220円というのは上限額との説明があったと思いますが、上限額以下で料金設定がされることになると思うのですが、その料金設定がその以下で設定される際は、主にどのような規則で設定が可能になっているのでしょうか。

この5点についてお願いしたいというふうに思います。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） ただいまの御質疑ですが、このクラフトホール（創作研修館）設置当初は、笠間焼作家などの創作研修を目的に活用することを想定しておりました。

次に、設管条例の中の利用規定につきましては、各々の部屋ごとに利用の目的は特に定めておらず、名称のみを定めております。その後、トータルで申し上げますと、社会情勢の変化とともに、活用内容が変化が生じてきたというところでございます。工芸の丘開館後、平成28年には茨城県が笠間陶芸大学を開設し、平成30年には笠間市が陶芸大学の卒業生を対象に、若手陶芸家の育成となる「修行工房スタジオnido」を運用しております。このようなことから、現在は笠間焼作家の創作研修の利用はない状況ということで、今回の条例改正をしたものでございます。

あと、料金について周辺との兼ね合いはというところでございますが、40%の部分についての御質問かと思いますが、こちらに関しては、ギャラリーロードや市内の陶芸を販売している事業所との整合性を図ったところでございます。

次に、料金設定につきましては、設管条例の基礎で定めたものを上限といたしまして、工芸の丘内部で柔軟な運用をしていくというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） それでは3回目、最後の質問をさせていただきます。

一つは、今度の料金改定で、このクラフトホールの入場者の増減というのがどのようになると見込んでいるのでしょうか。それが一つ。

それで先ほどございましたように、この研修館ですね。研修館は、陶芸作家の育成を目指すということで創設された。そして、その後状況が変わってきたということの説明だっ

たかと思うのですけれども、陶芸家のスキルアップに負の影響が出るということは予想されるのでしょうか。

それともう一つ、三つ目の質問ですが、近隣施設の料金設定を考慮して引き上げる理由は何なのでしょう。独自で考慮しないで、低く、今までのように運営するというやり方もあるのではないかなというふうに思うのですが、その近隣施設の料金設定を考慮して引き上げる理由というのは何なのか、お伺いをいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） まず、クラフトホールに関する今後の利用の増減につきましては、先ほど答弁いたしました、年間2,400名ぐらいの方が御利用されております。団体についても60団体となっておりますので、今後この利用者の増を目指して、工芸の丘のほうで事業を進めていただきたいと思いますと考えております。

あと、陶芸家の人材の育成につきましても、先ほど申しましたように、「修行工房スタジオnido」等を積極的に活用していただいて陶芸家の育成に努めていきたいと考えておりますので、若手の陶芸家に対してマイナスになるという要素はないと考えております。

最後に、料金の引上げでございますが、これにつきましては先ほども答弁いたしました、社会情勢の変化、物価高騰等を勘案して料金を設定したものでございますので、適正な料金と考えております。

○議長（大関久義君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第70号から議案第87号については、会議規則第37条第1項の規定により、議案付託区分表のとおり所管の常任委員会へ付託いたします。

散会の宣言

○議長（大関久義君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

なお、この後、議会運営委員会を開きますので、関係委員の方は委員会室に御参集願います。

午前10時17分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 大 関 久 義

署 名 議 員 石 崎 勝 三

署 名 議 員 長谷川 愛 子